

広告物景観形成地区の指定

令和2年12月23日
告示第429-2号

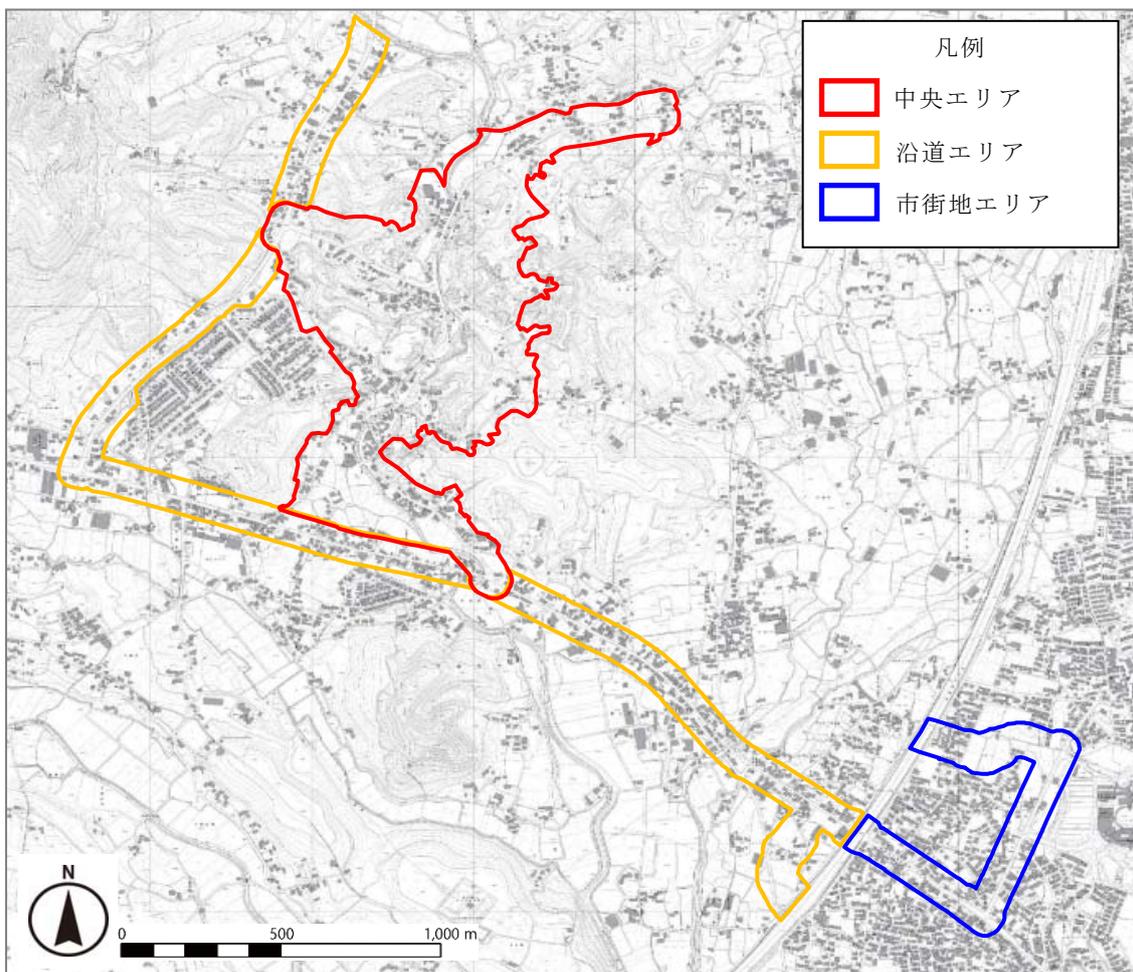
宇都宮市屋外広告物条例（平成7年条例第49号）第3条の2第1項の規定により，広告物景観形成地区を指定し，及び同条第2項の規定により当該広告物景観形成地区基本方針及び広告物景観形成地区基準を定めたので，同条例第12条の規定により，次のとおり告示し，令和3年1月1日から適用する。

1 広告物景観形成地区の名称

大谷地区

2 広告物景観形成地区の対象区域

大谷町，田下町，田野町，駒生町，宝木町2丁目，岩原町の各一部であつて，下図に示す区域（中央エリア：約81ha，沿道エリア：約50ha，市街地エリア：約18ha）



広告物景観形成地区基本方針及び広告物景観形成地区基準

(1) 基本方針

大谷地区は、全国にも他に例をみない大谷石の奇岩群や、採掘跡を残す岩肌など、特徴的で魅力ある景観を有しており、大谷石文化の日本遺産への認定などにより、観光・産業が活性化している。

今後、まちなみが増え変化していく中においても、地域の個性や特色を守るとともに、観光拠点としての魅力を高め、愛着を持って暮らしていけるような景観を保全・創出をするため、当該地区を宇都宮市屋外広告物条例に基づく「広告物景観形成地区」に指定するものである。

屋外広告物の表示又は掲出物件の設置に関する基本方針は、次のとおりとする。

ア 基本目標

豊かな自然と大谷石文化が織りなす大谷ならではの景観を守り、育む広告景観の形成を図る。

イ 基本的考え方

本地区は、宇都宮市における観光の拠点であることから、地区の街並みに相応しい景観を創出するため、形状や面積、色彩などについて、周辺環境と調和するような適切な誘導を図ることで、豊かな自然と大谷石文化が織りなすにぎわいある街並みを創出する。

あわせて、周辺地区についても、街道から遠方の山々への眺めや街並みに配慮し、また観光地への期待感を高めるため、その表示や掲出方法には十分な配慮を行うものとする。

(2) 基準

屋外広告物の表示又は掲出物件の設置に関する基準は、宇都宮市屋外広告物条例施行規則別表第1(7)大谷地区に定める基準によるものとする。

(3) 経過措置

この基本方針及び基準の施行の際、現に大谷地区において宇都宮市屋外広告物条例の規定により表示し、又は設置している屋外広告物については、指定の日から3年間は、当該基本方針及び基準にかかわらず、引き続き表示し、又は設置しておくことができる。